



# 家屋滅失に関する届

令和 年 月 日

越前町長 あて

届出者 住所

氏名

電話

下記のとおり、家屋を滅失（取壊し）したので届け出ます。

記

納税義務者	住所		
	氏名		住民C
所有者	住所	<small>※納税義務者と同一の場合は、「同上」と記入してください。</small>	
	氏名		住民C

家屋の内訳	所在地	越前町		
	家屋番号	番	物件C	
	種類	居宅 ・ 店舗 ・ 車庫 ・ 倉庫 ・ その他 ( )		
	構造	木造 ・ 鉄骨 ・ 軽鉄 ・ 鉄筋 ・ その他 ( )		
	床面積	延べ m <sup>2</sup> ( 階層 地上 階 地下 階 )		
		1階	m <sup>2</sup>	2階 m <sup>2</sup> それ以外 m <sup>2</sup>
	併用住宅の場合	居住の用に供する部分	1階 m <sup>2</sup> それ以外 m <sup>2</sup>	
	滅失原因	取壊 ・ 建替 ・ り災 ・ 移築 ・ その他 ( )		
	一部滅失の場合	滅失面積	m <sup>2</sup> それ以外 m <sup>2</sup>	
滅失年月日	年 月 日	工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日	

工事施工者 証明欄	上記のとおり解体工事を完了したことを証明する。		
	年 月 日		
	工事施工者 住所 氏名(会社名)	印	

※家屋の全部もしくは一部を取壊しされた場合は、この届出書を税務課へ提出してください。届出書受付後、取壊された家屋の現地確認を行い、翌年度から取壊した家屋の固定資産税が課税されなくなります。

※住宅を取壊し、住宅の建て替え予定がない土地については「住宅用地の軽減措置」の適用がなくなることがあります。

※取壊した日が届出年以前の場合は、工事施工者証明欄に解体の証明が必要です。

※資産を書ききれない場合は、この用紙をコピーするか、別の用紙に記入し添付ください。

※本人確認ができる書類を添付すること。

滅失一覧		現場確認		土地		システム	
------	--	------	--	----	--	------	--

## (記載例) 家屋滅失に関する届

令和 5 年 6 月 15 日

越前町長 あて

届出者 住所 越前町西田中13-5-1

氏名 越前 太郎

電話 34-1234

下記のとおり、家屋を滅失（取壊し）したので届け出ます。

## 記

納税義務者	住所	越前町西田中13-5-1		
	氏名	越前 太郎	住民C	
所有者	住所	※納税義務者と同一の場合は、「同上」と記入してください。 同上		
	氏名	同上	住民C	
家屋の内訳	所在地	越前町 西田中13-5-1		
	家屋番号	1 番	物件C	
	種類	居宅・店舗・(車庫)・倉庫・その他( )		
	構造	(木造)・鉄骨・軽鉄・鉄筋・その他( )		
	床面積	延べ 30.00 m <sup>2</sup> (階層 地上 1 階 地下 階)		
		1階	30.00 m <sup>2</sup>	2階
	併用住宅の場合	居住の用に供する部分 1階 m <sup>2</sup> それ以外 m <sup>2</sup>		
	滅失原因	(取壊)・立替・り災・移築・その他( )		
一部滅失の場合	滅失面積	1階	m <sup>2</sup> それ以外 m <sup>2</sup>	
滅失年月日	令和5年 5月 6日	工事期間	令和5年5月1日～令和5年5月6日	
工事施工者 証明欄	上記のとおり解体工事を完了したことを証明する。 令和 年 月 日 工事施工者 住所 氏名(会社名) 印			

※家屋の全部もしくは一部を取壊された場合は、この届出書を税務課へ提出してください。届出書受付後、取壊された家屋の現地確認を行い、翌年度から取壊した家屋の固定資産税が課税されなくなります。

※住宅を取壊し、住宅の建て替え予定がない土地については「住宅用地の軽減措置」の適用がなくなることがあります。

※取壊した日が届出年以前の場合は、工事施工者証明欄に解体の証明が必要です。

※資産を書ききれない場合は、この用紙をコピーするか、別の用紙に記入し添付ください。